〔報告〕

平成 18（2006）年２月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案に関する対応

１．経緯

・平成 18 年２月、当該児童（当時）の保護者から、当該児童がお金を持ち出し友人に渡しているという訴えがあった。
・当時、学校が調査を開始したものの十分な調査を行うことができず、いじめ・恐喝があったかどうか当該校も教育委員会も判断するに至らなかった。
・令和元年 11 月に本件に関する陳情が採択されたことを受け、保護者との協議を踏まえて、教育委員会の附属機関として調査委員会を設置した。
・令和５年５月に調査委員会から教育委員会に調査報告書が提出された。

２．調査委員会による調査結果の概要

・複数のいじめ行為を認定
・担任がいじめを疑わせる徴候を漫然と見過ごすなど、当時の学校の対応は不当
・以下の教育委員会の対応は不当
①裁判所に提出（平成 20 年）した書類に事実に反する記載があること
②歴代幹部の過去の答弁が客観的事実に反していること
③情報公開請求への対応と学校作成資料等の内部調査
・再発防止のための提言（いじめの早期発見・早期解決の取り組みの徹底等）

３．調査報告書受領後の対応

・令和５年６月　被害児童（事案発生当時）・保護者と前教育長が面談
・令和６年７月　被害児童（事案発生当時）・保護者と教育長が面談
・令和６年 12 月　関係者の処分（退職者については相当する処分を公表）
・令和８年２月　教育こども委員会において関連する陳情の審査
・令和８年５月　教育こども委員会において関連する陳情の審査
・令和８年６月　保護者と教育委員会事務局長が面談
・令和８年８月　保護者と教育委員会事務局長が面談
・令和８年 11 月　保護者と教育長が面談

４．令和８年 11 月 11 日の面談概要

・教育委員会から保護者に対して、①いじめの認定に長い年月を要したこと、②教育委員会として公文書の取り扱いや、裁判所への提出書類、議会での答弁において不適切な対応があったことについて改めて謝罪を行った。
・保護者からは、「教育委員会として故意による虚偽答弁・隠蔽を認めない限り謝罪は受け入れられない」との趣旨の発言があった。
・また、被害児童（事案発生当時）の発案として、関係した教職員に対して、「あしなが育英会」への寄付を呼び掛けるよう要請があった。

５．裁判所への提出書類及び議会答弁における不十分な表現

（１）裁判所への提出書類及び議会での陳情審査において繰り返されてきた答弁

・平成 20 年２月に神戸地裁に提出した「調査嘱託書に対する回答書」及び平成 22 年 11 月から令和元年 11 月まで、市会常任委員会での陳情審査等の際に繰り返されてきた答弁における表現について、調査委員会が指摘するように、直後に少なくとも１回は、本人から聞きとりができていることなどから、以下のような表現が適切であったと考えられる。

【当時の表現】

「事実発覚直後から、原告（被害児童）保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず、原告が話したとされる内容を原告の両親から間接的に聞くにとどまった。」

【より適切な表現】

「事案発覚直後における放課後の話し合いで、担任と生徒指導担当教諭が原告（被害児童）を問い質した形になったとして原告保護者から苦情があり、以降学校は原告単独で話を聞くことが難しくなったと思いこんだ。その後、学校は原告保護者からの要求と加害側の苦情との板挟みになり、事実関係の確認が十分にできるまで調査を行うことができなかった。」

（２）令和元年 11 月の市会常任委員会における発言

・令和元年 11 月の市会常任委員会における誤った発言については、以下のような表現が適切であったと考えられる。

【当時の表現（発言訂正前）】

「(ご本人との面談について) 保護者の方にはこれまで４回ご連絡いたしましたが、お返事をいただいておりません。」

【より適切な表現】

「(ご本人との面談について) 保護者の方にはこれまで４回ご連絡し、当初２回については直接お返事をいただき、残り２回は市会議員を通じて間接的にご意向をお聞きしましたが、ご本人との面談について了解いただいておりません。」

６．再発防止の取組み

・教育委員会としては、いじめの未然防止のため、市内全小中学校で未然防止学習に取り組むとともに、早期発見・早期対応に向け、実際に起こった重大事態を踏まえた事例研修資料による教員の研修内容の充実や、教育法務監理官・専門官を増員し体制強化を図るなど、具体的な取り組みを進めている。

・組織風土改革については、これまでも「神戸市教育委員会改革方針 2021」及び「実施プログラム 2021」に基づいて取り組んできたが、子供たちの健やかな成長を第一に、コンプライアンスに基づく教育活動や事務執行の徹底を図るなど、引き続き、事務局と学校園が一体となって、再発防止の取り組みや組織風土改革をより一層推進していく。